

令和4年度

千葉県包括外部監査結果報告書
【概要版】

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る
財務事務の執行について
(特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行に
ICTが効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造
されているかという状況の検証を含む。)

令和5年3月

千葉県包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

目次	ページ
第1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3 事件を選定した理由	1
4 監査の内容	1
(1) 監査の実施目的	1
(2) 監査基準	2
(3) 監査における問題意識	2
(4) 監査の視点	6
(5) 主な監査手続の概要	6
(6) 監査対象	8
5 監査の実施期間	8
6 監査従事者	8
7 利害関係	8
第2 包括外部監査の結果	9
1 監査の総括的意見	9
(1) リスクへの対応状況について	9
(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について	10
(3) 問題の根本原因と改善方向について	10
2 各論としての監査結果	13
(1) 指摘及び意見	13
(2) 監査結果	13

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の37第1項及び第2項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年千葉県条例第1号)第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 監査対象

ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について(特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行にICTが効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造されているかという状況の検証を含む。)

(2) 監査対象期間

原則として令和3年度(必要に応じて、他年度についても監査対象とする。)

3 事件を選定した理由

国によるDX化推進が求められていることもあり、千葉県職員の対応能力の検証が重要である。他方、国レベルでのシステム投資額の妥当性が問題視されていることから、システム化投資の適法性、効率性について検証することが求められていると考える。また、尼崎市のUSBメモリ紛失事件等、データ漏洩事件が頻発しており、個人情報の管理上も重要な管理事項となっている。

以上から、千葉県におけるDX化に係る職員のITリテラシーの状況や、外部委託事業者の統制状況を確認することは喫緊の課題と考える。

また、システムを利用した事務処理プロセスが、法令・条例等に準拠しているかを確認することは包括外部監査の目的にかなうものであるが、同時に、事務処理プロセスの効率性を検討することがシステム投資額の適切性を確認することになると考える。

4 監査の内容

(1) 監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等

が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査における問題意識

国は、デジタル庁を設置し、ICTの利便性を享受できるデジタル社会の構築や促進を図ろうとしている。これは、地方公共団体にも促され、千葉県もICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行を行う方針を掲げている。

しかしながら、ICTの利便性の裏には、情報漏洩や外部からの攻撃を受ける等といったリスクも高まっており、これらに対する体制の構築が求められている。

このように、ICTに対する期待と防御システムに対する期待が高まっているが、それに対応するIT専門家が非常に少なく、全国的にIT専門家の取合いの状態となっていることから、千葉県においても、運用情報システムやネットワーク、ハードウェアを適切に管理できる外部委託事業者のリソースが足りない状態にあるのではないかと、また、IT専門家を採用、養成する環境にないのではないかと、という問題意識を持っている。

以上のような状況を勘案し、千葉県のICTの利用状況が、目指している効率的な運用状況にあるのか、各種リスクに適切に対応できる体制が構築できているか、を監査することが求められていると判断した。

判断に至る具体的な検討は、以下のとおりである。

ア 官庁DX、デジタル庁

デジタル庁は、「政策」として、政策分野において、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、各分野において取組を進めています。主な分野の取組状況は以下のとおりです。」を掲げ、その「1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及」の一つ「ガバメントクラウド」を設け、「政府共通のクラウド

ドサービスの利用環境です。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指します。地方公共団体でも同様の利点を享受できるよう検討を進めます。」としている。国の政策が地方公共団体に及ぶことが計画されている。

これに関連し、「デジタル社会形成基本法」や「官民データ活用推進基本法」が制定、施行されているところである。

イ 千葉県の方針

千葉県としては、令和元年9月5日に「県民の暮らしを豊かにする千葉県 ICT 利活用戦略」を公表した。

当該戦略の中で、ICT を活用した庁内業務の効率化等について、以下のように記述している。

第3章 目指す姿の実現に向けた取組

3 実現に向けた県の取組

(1) 波及効果の高いプロジェクト

- ア ICT を活用した庁内業務の効率化
- イ ICT の活用による現場業務改革
- ウ ICT を効果的に利活用できる人材の育成

(2) 個別施策の推進（下記〈個別施策〉）

〈目指す姿〉「あらゆる人が暮らしやすい社会」

- (ア) 行政手続きのオンライン化と業務の効率化
- (イ) オープンデータ・ビッグデータの活用
- (ウ) インフラの適切な管理や環境の適切な保全
- (エ) 安全・安心な生活環境の整備
- (オ) 外国人にも暮らしやすい環境整備
- (カ) 子育てしやすい環境整備

(以下略)

また、令和4年度包括外部監査の対象期間ではないが、令和4年3月付「千葉県行財政改革指針 ～ 時代の変化に対応した県民視点の県政を実現～ 」においては、次のように宣言している。

Ⅲ 行財政改革の基本的な考え方

Ⅲ—3 戦略（具現化するための方策）

(3) スマート県庁への転換による新たな行政スタイルの確立

ICT 技術の利活用により、行政手続の利便性や庁内業務の効率化を図り、「デジ

タルトランスフォーメーション (DX)」に対応した「スマート県庁」への転換が必要です。

マイナンバーカードの普及・活用、キャッシュレス決済の導入など、行政手続・サービス等のデジタル化を実現し、県民や事業者の利便性や生産性の向上を図ります。

また、ICT ツールの利活用により、職員を定例的な事務作業から解放し、政策立案等への注力により、職員の生産性向上と県民サービスの向上を図ります。

こうした取組とともに、市町村に対する DX 支援を進め、県全体の DX を推進します。

さらに、令和 4 年 10 月 25 日には、「千葉県と日本マイクロソフト株式会社は、相互の連携と協力により、千葉県の DX を推進するため、包括連携協定を締結しました。」として、以下のような人材育成に関する協定を結んでいる。

1 本協定の趣旨

本協定は、千葉県及び日本マイクロソフト株式会社の相互の連携と協力により、実績豊富な日本マイクロソフト株式会社の成功事例及びツールを核とした研修等を基に、本県のデジタル化に対応できる人材育成、行政のデジタル化などに寄与することを目的とする。

2 連携の内容について

(1) デジタル人材の育成に関すること

主な取組：幹部職員及び管理職員向け働き方改革セミナー、階層別の研修 等

(2) 行政のデジタル化に関すること

主な取組：各課への DX 推進に関するアドバイス 等

(3) デジタルを利用した学校教育に関すること

教育委員会が締結している連携協定に基づく取組を継続

1. 県立学校における ICT 活用向上に関すること

2. 教員の授業力向上に関すること 等

(4) その他、本県の DX 推進に関すること

県民向けの取組 等

3 期間

令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※ 両当事者の合意により、1 年ごとに延長。

この県の方針及び冒頭の「第 1 包括外部監査の概要」で記載をした ICT や DX の定義から、ICT を利活用して、職員を定例的な事務作業から解放し、政策

立案等への注力により、職員の生産性向上と県民サービスの向上を図ることが企画され、実施へ向け検討がなされ、情報システムと事務作業の一体的な見直しがなされているかが重要な監査要点となると考える。

この観点から、6 ページの監査の視点に記載する、「ウ 情報システムの連携不足によるデータ登録の重複による非効率な事務事業の状況にないかどうかについて」を監査した。

ウ ベンダーロックイン、情報漏洩及び外部攻撃

デジタル社会の形成は、利便性の半面、様々な不利益も顕在化しているところである。

令和4年8月7日付日本経済新聞朝刊に「自治体 IT、ベンダー依存 発注側の責任者不在 2割超 尼崎 USB 紛失で弊害露呈 人材不足、DX の障害に」という記事が掲載された。同記事では、「自治体の情報システム管理を特定の IT 企業に依存する「ベンダーロックイン」が深刻だ。兵庫県尼崎市で住民情報が入った USB が紛失した問題では、特定業者が 30 年以上同じ業務を受託し、市の許可なく業務を再委託するなどシステム管理の甘さが浮き彫りとなった。デジタル人材の不足が背景にあり、総務省の調査では市区町村の 2 割超で責任者が不在だった。特定の IT 企業への依存は、業務の効率化やコスト削減など地方行政のデジタルトランスフォーメーション (DX) を阻む懸念がある。デジタル人材の育成とシステム運用の体制見直しが急務だ。」と警鐘を鳴らした。

また、令和4年11月2日付日本経済新聞朝刊に「カルテ人質、狙われた病院 サイバー攻撃大阪で 600 人超影響 防御と電子化、両立課題」という記事が掲載された。同記事では、「病院を狙ったサイバー攻撃が頻発している。目立つのは「ランサムウェア」とよばれる身代金要求型ウイルスによる被害。電子カルテなどのデータを暗号化して使用できなくし、復元と引き換えに金銭を要求する手口だ。医療業務の電子化とともにセキュリティーの重要度が増すなか、対策に必要な予算や現場の人員は十分とはいえない。被害防止にはシステム企業などを含めた外部との連携が不可欠となる。病院を含む医療機関で同様の被害は近年、各地で相次いでいる。病院のサイバー対策に詳しい医療関係者によると、今回の事例の他にも、2016 年以降で少なくとも 19 件の被害を確認。16～20 年までは計 6 件。21 年は町立半田病院 (徳島県つるぎ町) など計 5 件に増え、22 年は計 8 件で過去最悪のペースとみられる。神戸大学大学院の森井昌克教授 (情報通信工学) は「サイバー攻撃はシステムの脆弱性を無差別に突く。救急対応を担う医療機関は対策を急ぐ必要がある」と指摘。」と、外部からの攻撃への対応を促した。

では、このようなリスクに対し、県として対策ができてきているのか。このこと

が重要な監査要点となると考える。

このような観点から、本項（３）監査の視点に記載する、「ア 外部からの攻撃を防ぎ、事務事業を滞りなく実施することを保証するような状況にあるかどうかについて」及び「イ 外部委託事業者の運用不備による情報漏洩やシステムダウンがないような状況にあるかどうかについて」を監査した。

（４）監査の視点

監査テーマである「ICT を活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について（特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行に ICT が効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造されているかという状況の検証を含む。）」の主な監査の視点は次のとおりである。

ア 外部からの攻撃を防ぎ、事務事業を滞りなく実施することを保証するような状況にあるかどうかについて

この視点で検討するリスクの主たるものには、次のようなものがある。

（ア） インターネットとの接続ポイントに対する大量のリクエストによるレスポンス不能とするもの

（イ） ID、パスワードの不正入手によるウイルス攻撃や情報漏洩

イ 外部委託事業者の運用不備による情報漏洩やシステムダウンがないような状況にあるかどうかについて

この視点で検討するリスクの主たるものには、次のようなものがある。

（ア） 外部委託事業者の内部統制不備による情報漏洩やシステムダウン

（イ） 委託側の点検の不備による外部委託事業者に対するけん制不足による情報漏洩やシステムダウン

ウ 情報システムの連携不足によるデータ登録の重複による非効率な事務事業の状況にないかどうかについて

この視点で検討するリスクの主たるものには、開発段階でのデータ分析不足による、

（ア） 情報システムの冗長性による非効率性

（イ） データ入力の重複による非効率性、登録ミスがある。

また、「財務事務の執行について」という監査テーマの点から、情報システムの導入・運用・管理に関する経済性、効率性及び有効性等についても、監査の視点とする。

（５）主な監査手続の概要

特定の事件に対する監査手続としては、上記（４）に記載した監査の視点に

基づき、包括外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性、効率性及び有効性等を検証するための監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は次のとおりである。

まず、県全体の情報システムの状況を把握するため、総務部デジタル改革推進局デジタル推進課（以下「デジタル推進課」という。）に質問をし、関係資料を入手・閲覧した。質問及び資料閲覧の結果、総務部デジタル改革推進局情報システム課（以下「情報システム課」という。）が、全庁（公営企業を除く）で利用している財務情報システムの運用・管理並びに県庁内に設置した全庁的に利用する業務システム、ネットワーク及び業務用パソコンの運用・管理を外部委託事業者によって行うことを所管していることが分かった。

次に、全庁で利用している情報システムについて、各所属が実施する情報システムに係るセルフチェックを基に情報を管理し、助言を行う、デジタル推進課に質問をし、関係資料を入手・閲覧した。

また、外部のネットワークと接続しているシステムとして総合企画部報道広報課（以下「報道広報課」という。）の千葉県ホームページ管理システムを、エンドユーザコンピューティングとして総合企画部統計課（以下「統計課」という。）の4つのシステムを選定し、各課に質問をし、関係資料を入手・閲覧した。

このほか、包括外部監査の本旨である財務監査として、各課単位で導入・運用管理をしているシステム数が多く、予算額も多額に上るシステムについて、予算要求から予算執行までの質問及び証憑査閲を行い、ライフサイクル GL、対策基準等の開発・運用・保守プロセスを規制する基準への準拠性を確認した。

なお、各課単位で導入・運用管理しているシステムについて監査を行うにあたり、知事部局だけでなく、公営企業、県議会及び行政委員会それぞれに確認する必要があったが、今年度は、知事部局をメインとし、それ以外は、公営企業の企業局に絞ることとした。そこで、知事部局及び企業局の対象所属に質問を行い、関係資料を入手・閲覧した。

具体的な情報システムとしては、次のような分類をして選定を行った。

- ア 基幹システムとしての財務情報システム
- イ 知事部局以外の企業局の財務情報システム（総合財務会計システム及び財務情報システム）
- ウ インターネットに接続している情報システム（報道広報課 千葉県ホームページ管理システム）
- エ エンドユーザコンピューティング（統計課 千葉県毎月常住人口調査（県統計調査）、毎月勤労統計調査（基幹統計調査）、千葉県工業生産動態

統計調査（県指定統計調査第2号）、工業統計調査（基幹統計調査）
オ 外部に委託している情報システム

（6）監査対象

千葉県組織の課ごとに、デジタル推進課より入手したシステム台帳から、予算化しているシステム数を算出し、予算化しているシステム数が5件以上の課の中のシステムから、1件あたりの予算金額が1,000万円を超えるシステムを抽出し、監査対象として選定した。

最終的に監査対象として選定した情報システムについては、「千葉県包括外部監査の結果報告書」の13ページから15ページまでを確認されたい。

5 監査の実施期間

令和4年8月23日から令和5年2月16日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士 草薙 信久

公認会計士 松原 創

公認会計士 柳原 翼

弁護士 豊田 泰士

公認会計士 金 福実

公認会計士 田 炯収

公認会計士 田村 奈央子

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の結果

1 監査の総括的意見

(1) リスクへの対応状況について

「第1 包括外部監査の概要 4 監査の内容 (4) 監査の視点」に記載したリスクに対して、県としてどこまで対応できているかが重要であるが、今年度の包括外部監査においては、次のような状況にあることを認識した。

- ①(1) なるべくインターネットとの接続ポイントをなくすようネットワークを設計、運用しており、大量のリクエストによる攻撃を受けた場合には即座に切り離し、別システムのネットワークに切り替えるようになっており、リスクは低減できていると評価した。
- (2) ユーザ ID に係るパスワード設定は、統一的なものとはなっていないが、国レベルで許容している範囲内にはあるので、職員等が利用する業務用のネットワーク環境にあることも勘案すると、ある程度リスクは低減できていると評価したが、業務用のネットワーク環境であってもユーザ ID、パスワードが盗られてしまうとリスクの程度は同じこととなるので、ユーザに対する教育は引き続き徹底する必要がある。また、特権 ID やユーザ ID でも共有している場合については、異動時の更新が徹底できていない可能性を認識したので、運用を徹底されたい。
- ②(1) 外部委託事業者は、契約書どおりに運用をしてくれるものとの性善説に立ち、調達前の評価や、運用段階での契約時の評価にあたって、対策基準等で第三者機関の評価を確認することが求められているが、確認を行っていないケースが散見された。
- (2) 委託者として、外部委託事業者が契約書に従って適切な業務遂行を行っていることを点検することは対策基準等でも要求しているが、点検する担当者が、具体的にどのように点検をしたらよいかの知見に乏しく、形式的なものに留まっているケースが散見された。このことにより、外部委託事業者の担当者に緊張感がなくなり、担当者による情報漏洩やシステムダウンのリスクが増すことが考えられる。尼崎市の事故はこのリスクの発生可能性を示している。
- ③(1) 情報システムの企画段階で、自所属の事務処理手続だけに目が向き、他の所属とのデータ連携や機能連携の可能性を勘案しないことから、各課やさらにその下の班レベルでの完結した情報システムが構築され、運用されている。このため、同じような機能を持つ情報システムが開発、運用される結果

となり、予算の非効率的な執行となっているシステムもあった。

- (2) 上記③(1)のような情報システムの状況は、同じデータを複数システムで入力することにつながり、入力ミスが増え、情報の正確性へのリスクにつながる可能性がある。

(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

このような状況に対して次のような対応を提案する。

- ① ユーザ教育により、どのようにして ID、パスワードは盗まれてしまうのかを徹底的に浸透させる。
- ② 外部委託事業者の運用状況をどのように点検するのかを具体的に教育する。
- ③ 令和 4 年度よりデジタル改革推進局が設置され、県全体を統括する体制は組織されているが、役割分担をより詳細に定義するとともに、大所高所から物事を見渡せることができるような人材がより指導性を発揮することを期待する。

情報システムの見直しを助言する際は、イニシアティブをもって、情報システムの統合化の方向性を示す必要がある。現行の事務処理自体を見直すことにまで踏み込めないと、DX という革新は望めないと考える。

(3) 問題の根本原因と改善方向について

- ① 県職員は IT 専門家ではない。しかし、外部委託事業者が契約に従い業務を実施するよう牽制する手続を実施することは可能なので、そのような手続となるよう見直しをする。

現在、県として運用している情報システムは 200 を超える数となっており、その運用は、県庁内のハードウェア、ネットワークだけでなく、外部委託事業者が管理・運用しているハードウェア、ネットワークにおいても行われている。

県職員は、一般的に 2 年から 3 年で異動を繰り返すことから、IT リテラシーや専門能力を習得する体制になく、専門職の採用という制度もないことから、外部人材との委託契約によって専門職を補っている。

確かに、情報システムの開発、運用・保守を行うためには専門技能が必要であるし、専門職においても、開発言語ごとに専門領域が異なり、ハードウェアについても専門業域があり、ネットワークについても専門領域があるように、一人の専門家がすべての ICT 領域に対応できる状況にはない。このような専門能力を県職員が習得することは困難であることは明らかである。

しかしながら、事務作業の流れ、統制活動の必要性を熟知しているのは県職員である。したがって、情報システム開発時の仕様を適切に設計でき、出来上

がったプログラムのテストを実施できるのも県職員である。

また、情報システムの運用・保守については、オペレータが、プログラム、ハードウェア、ネットワークがダウンしないようにどのような監視を行い、事故発生時の対応をどのように行っているかを、県職員が代替することは困難であるが、契約で実施するとうたっていることを実施しているか、それ以外の行為を行っていないかを監視し、事象が発生した場合にはその旨を知らせるツールを利用することで、外部委託事業者の担当者が不適切な業務を行っていないことを監視し、発見することは可能であるし、そのような監視を行うことが外部委託事業者の担当者を牽制し、不適切な行為を防止することにつながる。

このような手続は、やり方さえ理解できれば、特別な技能は必要ないものであり、一般職の県職員にも監視活動は可能である。

情報システムの保守については、既存プログラムに対する不具合、非効率への対応依頼ができるのは県職員であり、その対応方法が適切に行われたかをテストできるのも県職員である。

したがって、県職員は IT 専門家でないことはリスク対応ができないこととはならないのである。

② 行政サービス提供は、所管部署で完結させる。所属部署間でのデータの関連性を把握し、情報システムの連携強化を図っていく。

県として運用している情報システムは 200 を超える数となっているが、多くの情報システムが所管課ないしは所管班で完結している。監査の結果、登録するデータが複数の情報システムで重複している事実が発見された。

データの重複入力、データの登録の正確性を悪化させることにつながり、情報システム間での処理結果に齟齬を生じさせることにもつながる。また、事務作業効率としても非効率な状態にあるといえる。

これに対し、県としても対策を講じるよう方針が出されているところである。

**③ 県の政策目標の具体化、所管部署の役割と連携方法の具体化を行う。
(全庁レベルの情報システムに関するガバナンスの強化)**

県の情報システムは、200 を超える情報システムが稼働しているが、各所管課ごとに、課によってはさらに班ごとに、事務作業を情報システムに置き換える形で開発、導入、運用・保守がなされてきたこと等から、各所管課・班で完結する情報システムとなっているものもある。

したがって、登録するデータが複数の情報システムで重複しているものの中には、事務作業効率としても非効率な状態にあるものがある。

しかしながら、県としても手をこまねているわけではなく、国による、デジタル庁の設置、ICTの利便性を享受できるデジタル社会の構築促進の方針に基づき、地方公共団体にもその方針を促され、千葉県もICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行を行う方針を掲げている。

併せて、組織の見直しも行っているところである。

組織の見直し後は、今後のデジタル戦略として、令和元年度に策定したICT利活用戦略を見直し、DX推進戦略の策定に向けた検討等を行っている。また、情報システムについては、所管課ごとに、そのシステムの見直しの相談に応じるほか、庁内のシステムの現況調査やヒアリングを通じ、情報システムの全体最適の観点からのアドバイス等も行っている。

また、令和4年度においては、令和4年7月20日付「デ戦第200号」で、総務部デジタル改革推進局デジタル戦略課長（ICT利活用推進委員会幹事長）・デジタル推進課長名で、知事部局・議会事務局・各行政委員会・各公営企業・本庁各課・所・局の長宛に「令和5年度当初予算要求におけるデジタル関連事業に係る調査等の実施について（通知）」が発出された。

調査では、システムの全体最適化等を図るためのヒアリング等を行っているが、システムの見直しにあたっては、これまで以上に、県全体で取り扱っているデータの関連性や、現行の事務作業における効率性を高める情報システムの在り方の分析等を行い、所属の枠を超えたデータの連携や、情報システムの再編を見据えた対応を行う必要がある。

デジタル関連施策を一体的かつ効率的に進めるとともに、業務改革をより一層推進することや、施策の総合調整や県全体のデジタル化の推進、行政のDXや市町村支援を行うことを目的とした組織の見直しが行われたことを踏まえ、それを実現させるための方法を検討し、課題の洗い出しや、分析する企画をさらに推進すべきである。

そのためには、DXを推進することを目的に、県全体の組織をまとめ上げていく指導力をどのように醸成するか、それをどのように実現していくのか、といった点も検討する必要性が生じてくるが、これらは、令和4年度に設置されたデジタル改革推進局におけるイニシアティブの発揮が求められるところであると考える。

2 各論としての監査結果

(1) 指摘及び意見

指摘とは、主に法規性に関する事項(法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項)、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、県において措置が必要であると認められるものである。

また、意見とは、指摘には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、県がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

(2) 監査結果

指摘 7件、意見 56件

区分	対象 システム名	監査の結果及び意見	報告書の 掲載 ページ数
意見 1	財務情報システム	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している事業者を選定することを要望する。	29
意見 2	財務情報システム	特殊権限ユーザの不正な使用の有無を監視するために、監視ツールを導入する等の防止策を検討することを要望する。	30
意見 3	財務情報システム	効率的な投資により高品質でセキュリティの高い改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	30
指摘 1	企業局総合財務会計システム	バックアップデータの保管について、「総合財務会計システム運用管理要領」に従い運用されたい。同要領の見直しが適時に行われていなかった場合には、当システムの安定的な運用にとって適切な規定に見直されたい。	38
意見 4	企業局総合財務会計システム	現在、パスワードの運用について定期的な変更を求めている。一定の要件を満たしたパスワードであれば必ずしも定期的な変更は必要ないが、有効かつ効率的なパスワード運用のため、パスワード管理運用方針との整合性も考慮したうえで、運用管理要領を見直すことを要望する。	39
意見 5	企業局財務情報システム	情報システム管理台帳のデータについて、現在は査定後の予算が ICT に関係するものかについてのデータ連携ができていないが、データ連携することでデータの正確性が増し、DXの趣旨にもかなうことであることから、機能追加を検討されたい。	40

		また、当面は、情報システム管理台帳のデータ更新が適切になされたことを保証するため、デジタル推進課はデータ更新後に原課にその旨を伝え、原課においては、それを受けてデジタル推進課へ提出した補正予算額が、情報システム管理台帳に反映されたかどうかの確認を行うよう要望する。	
意見 6	千葉県ホームページ管理システム	ログの監視における要求水準を明確にし、報告すべき異常を定義することを要望する。	44
意見 7	各種統計調査システム	①バックアップデータとして保有すべき内容を規定したうえで、USB メモリのような管理の難しい外部メディアではなく、管理のしやすい外部メディアへのバックアップの対応を取るよう要望する。 ②割り当てられるファイル共有システムの容量の見直しを要望する。 ③USB メモリ内に情報を保存する必要性の検討を要望する。	49
意見 8	各種統計調査システム	USB メモリについて、使用実績に照らして、保有本数の妥当性の検討を要望する。	50
意見 9	公有財産管理システム	維持管理委託業務に係る委託費の設計に当たっては、前例踏襲的に前年度と同額とするのではなく、過年度の実績等を勘案して毎年度条件を見直した上で設計額を積算し、経済性の追求に努めるよう要望する。	53
意見 10	公有財産管理システム	システムの維持管理委託業務については、契約事務の合理化の観点から長期継続契約の導入を検討するよう要望する。	54
意見 11	公有財産管理システム	外部委託事業者に対して作成を求めているデータ管理簿については、任意のタイミングで提出を求め閲覧することを要望する。	55
意見 12	公有財産管理システム	登録されているデータについては、全体的・概括的なレビューや分析的な手法によってデータの異常性の有無を定期的に確認し、異常性に気づいた場合には適時に当該財産の所管課に照会するという手続を実施するよう要望する。	56
意見 13	公有財産管理システム	システム導入に当たって複数案のコストを比較検討する際には、コストの集計範囲や計算方法等の前提条件を各案の間で厳密に揃えた上で、同じ条件の下で試算するよう要望する。	58
意見 14	税トータルシステム	効率的な投資により高品質でセキュリティの高い改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	65
意見 15	税トータルシステム	近年、スマート自治体の実現を目指し、地方自治体の業務システムにおいて、クラウド型システムやサービス利用型システム等の共同利用型サービスの導入に向けた検討が進んでいることから、引き続き、税トータルシステムの最適化を視	66

		野に入れた、新技術の利活用について研究を継続するよう要望する。	
意見 16	税トータルシステム	外部委託事業者の作業場所については、他部署の職員が画面を見ることがないように、執務室の壁側や窓際に移動する等、情報漏洩が起きないように管理することを要望する。	68
意見 17	税トータルシステム	情報資産の廃棄については、暗号化消去を行った上で、暗号鍵の破棄を実施し、抹消手続を実施する等、ルールを策定することを要望する。	69
意見 18	税トータルシステム	ログは記録するだけでは、情報システムに対する不正行為の検知をすることは困難であり、発生原因の特定も難しく、ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザー ID を特定する機能を具備されたい。	69
意見 19	税トータルシステム	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している事業者を選定することを要望する。	70
指摘 2	地方税電子申告システム (eLTAX)	事務取扱要領に基づき、許可を得た外部設置又は外部接続を変更しようとするときは、「外部設置・外部接続変更申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。	74
意見 20	地方税電子申告システム (eLTAX)	効率的な投資により高品質でセキュリティの高い改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	76
意見 21	自動車税登録情報提供システム	外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていることの確認状況について具体的に記述し、より一層、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。	79
指摘 3	国税連携システム	事務取扱要領に基づき、許可を得た外部設置又は外部接続を変更しようとするときは、「外部設置・外部接続変更申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。	83
意見 22	国税連携システム	効率的な投資により高品質でセキュリティの高い改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	84
意見 23	軽油引取税流通情報管理システム	外部委託事業者を利用するときは、情報セキュリティ対策が確保されていることの確認状況について具体的に記述し、より一層、透明性の高い契約事務を行うよう要望する。	87
意見 24	全庁情報ネットワーク業務用パソコン	外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。	91
意見 25	統合サーバ	外部委託事業者の選定は、情報セキュリティマネジメント	94

		にかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証を取得している等、情報セキュリティ対策が確保されているものとし、競争入札による場合は、参加資格要件として指定されたい。	
意見 26	庶務共通事務処理システム（しょむ 2 システム）	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している事業者を選定することを要望する。	98
意見 27	庶務共通事務処理システム（しょむ 2 システム）	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	99
意見 28	庶務共通事務処理システム（しょむ 2 システム）	効率的な投資により高品質でセキュリティの高い改修を目指すために、各システムの状況に応じて網羅的、かつ具体的に改修プロセスにおける必要な作業実施手順を明示するガイドライン等を作成することを要望する。	101
意見 29	ちば電子調達システム	各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	104
意見 30	ちば電子調達システム	情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	105
意見 31	給与システム	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している事業者を選定することを要望する。	108
意見 32	外部ネットワーク接続機器	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している事業者を選定することを要望する。	111
意見 33	外部ネットワーク接続機器	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	112
意見 34	モバイル端末接続用機器	外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。	116
意見 35	千葉県全庁情報ネットワーク	外部委託事業者の品質確保の観点から、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証等の書類を定期的に入手し、確認することを要望する。	119
意見 36	千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を満たしているかについて、定期的を確認することを要望する。	122
意見 37	千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	123

意見 38	総合文書管理システム	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	126
意見 39	総合文書管理システム	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	127
意見 40	自治体中間サーバー	情報システム課においては、デジタル推進課にて作成された規程を基に、外部サービスの利用について、検討することを要望する。	131
意見 41	統合型 GIS 「ちば情報マップ」	各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	134
意見 42	統合型 GIS 「ちば情報マップ」	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を満たしているかについて、定期的に確認することを要望する。	137
指摘 4	統合型 GIS 「ちば情報マップ」	事務取扱要領に基づき、事業者のサーバを利用するときは、「外部設置・外部接続申請書」を提出し、事前に許可を得る事務を徹底されたい。	138
意見 43	統合型 GIS 「ちば情報マップ」	情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	139
意見 44	団体内統合利用番号連携サーバー	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	142
意見 45	団体内統合利用番号連携サーバー	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	143
意見 46	県庁内ポータルシステム	随意契約であったとしても、外部委託事業者の選定の際には、情報セキュリティマネジメントに係る国際規格の認証又はこれと同等の認証等を取得している外部委託事業者を選定することを要望する。	147
意見 47	県庁内ポータルシステム	ログから不正行為の可能性の記録や、不正行為を実施したユーザ ID を特定する機能の具備を検討することを要望する。	148
意見 48	ちば電子申請・届出システム	各種ログの取得等、保存、点検を自ら実施し、外部委託事業者の監視を強化するよう要望する。	151
意見 49	ちば電子申請・届出システム	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証等を満たしているかについて、定期的に確認することを要望する。	152
意見 50	ちば電子申請・届出システム	情報資産の廃棄が適切になされるよう、廃棄のための具体的な実施のための手順書を策定することを要望する。	153
意見 51	千葉県防災行政無線システム	情報システム管理台帳の整備に必要な情報システム現況報告書に記載の予算については、比較可能性の観点からも正当	157

		な理由がある場合を除き継続して同じ費目や内容を使用し、最終的には査定後の予算に補正して報告する等の事務を徹底されたい。	
意見 52	千葉県防災行政無線システム	情報システム管理台帳の報告対象については十分にデジタル推進課と協議の上、情報システム管理台帳を作成・提出する事務を徹底されたい。	159
意見 53	千葉県防災行政無線システム	情報システム管理台帳の整備に必要な情報システム現況報告書に記載のシステム概要等について、誤った記載や、過去の事実を毎年異なる形式での記載方法で報告する等の事務を改め、適切な記載での報告を徹底されたい。	162
指摘 5	防災情報システム	対策基準等に基づき、システムの共有 ID に係る共有パスワードの流出したおそれがある場合等、必要に応じてパスワードの変更の取扱いの事務を徹底されたい。	167
意見 54	防災情報システム	自己評価実施要領に基づき、システムの自己評価の取扱いの事務を徹底することを要望する。	168
指摘 6	震度情報ネットワークシステム	外部委託事業者の選定においては、情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証又はこれと同等の認証を取得している等、情報セキュリティ対策が確保されているものとし、競争入札による場合は、参加資格要件として指定することを要望する。	174
指摘 7	臨時医療施設電子カルテシステム	パスワードを 2 か月経過後には変更が強制されることは、ユーザが記憶することが困難になり、紙に記載する等漏洩のリスクが高まることは多くの賛同を得ているところであり、少なくとも、2 か月経過後にはパスワードの変更が強制される方法は削除されたい。	178
意見 55	千葉県広域災害・救急医療情報システム (ちば救急医療ネット)	外部委託事業者が情報セキュリティマネジメントにかかる国際規格の認証等を得ていることは、情報セキュリティ対策が確保され、継続して運用されていることの心証を得ることであり、省略すべきでなく、改善されたい。	182
意見 56	医療情報提供システム (ちば医療なび)	「ちば医療なび」と「ちば救急医療ネット」はデータ連携、ないしは、システム統合の可能性があり、業務の効率化の観点からも検討することは重要であると認識していることから、両システムの統合について検討することを要望する。	186